尾道市実証実験サポート事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域課題の解決及び豊かな市民生活の実現を図るとともに、地域における新規産業の創出、産業の集積及びブランド力の向上を目的として、企業等が AI、IoT 等の先端的なデジタル技術を活用して行う実証実験(以下「実証実験」という。)において必要となる経費の一部に対し、尾道市実証実験サポート事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、尾道市補助金交付規則(昭和38年規則第18号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象者)

- 第2条 補助金の交付の対象となる者は、実証実験を行うことを希望する者であって、かつ、次に掲げる事項の全ての要件を満たす者のうち、市長が認めたものとする。
 - (1) 実証実験を自ら実施できる企業、研究機関、団体(コンソーシアムを含む。) 等(以下「企業等」という。)であること。
 - (2) 法人格を有していること。
 - (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当しない者であること。
 - (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項に基づく尾道市の入札参加制限を 受けていない者であること。
 - (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (6) 企業等の役員等が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する

法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者でないこと。

- (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に 規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が企業等の経営に実質的に 関与していないこと。
- (8) 企業等の役員等が、自己、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (9) 企業等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便 宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若し くは関与していないこと。
- (10) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第 147号)に基づく処分を受けたことのある団体又は現に受けている団体でな いこと。
- (11) 企業等の役員等が前号に規定する団体の代表者、主催者、その他の構成員でないこと。
- (12) 尾道市が、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)に準じて本人確認を行った場合に、当該本人確認に応じることができる者であること。
- (13) 国税及び地方税に滞納がない者であること。

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、補助率 及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、尾道市 実証実験サポート事業補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を 添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 尾道市実証実験サポート事業計画書(別記様式第2号)
- (2) 尾道市実証実験サポート事業収支予算書(別記様式第3号)
- (3) 誓約書兼同意書(別記様式第4号)
- (4) 補助対象経費に係る見積書(明細が分かるもの)
- (5) 事業者の所在が分かる書類(全部事項証明書、確定申告書、開業届、設立届等の写し等)
- (6) その他市長が必要と認める書類 (交付決定)
- 第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、尾道市実証実験サポート事業補助金交付決定通知書(別記様式第5号)により、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、補助金の不交付を決定し、尾道市実証実験サポート事業補助金不交付決定通知書(別記様式第6号)により、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(変更等の申請等)

- 第6条 前条の規定による補助金の交付決定通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、その決定を受けた事業を変更(軽微な変更として、市長が認めたときを除く。)し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、尾道市実証実験サポート事業計画変更(中止・廃止)申請書(別記様式第7号)を、市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、尾道市実証実験サポート事業計画変更(中止・廃止)承認通知書(別記様式第8号)により、その旨を当該交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

- 第7条 交付決定者は、補助対象事業の終了後30日以内に、尾道市実証実験サポート事業補助金実績報告書(別記様式第9号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 尾道市実証実験サポート事業報告書(別記様式第10号)
 - (2) 尾道市実証実験サポート事業収支決算書(別記様式第11号)
 - (3) 実証事業の内容、実施状況を確認できる記録等の資料(チラシ、写真等)
 - (4) 支出が確認できる書類(請求書・領収書・振込用紙等の写し等)
 - (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、尾道市実証実験サポート事業補助金確定通知書(別記様式第12号)により、当該交付決定者に通知するものとする。 (補助金の交付請求及び支払)

- 第9条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、速やかに尾道市実証実験サポート事業補助金交付請求書(別記様式第13号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

- 第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、 補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全 部若しくは一部の返還を命じることができる。
 - (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - (2) 補助金の交付の目的に反して補助金を使用したとき。
 - (3) 補助金の交付の条件に違反したとき。

- (4) この要綱の規定に違反したとき。
- (5) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市 長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年5月17日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和4年5月30日から施行する。
- 2 改正後の尾道市実証実験サポート事業補助金交付要綱の規定は、令和4年度 以後の補助金の交付について適用する。

付 則

この要綱は、令和6年6月7日から施行する。

別表(第3条関係)

	実証実験の実施に伴う補助対象経費(消費税及び地	金額(補助率)
	方消費税の額を除く。)	
1	設備備品費(設備備品(取得価格10万円以上)を	
	レンタルする場合に要する経費)	
2	消耗品費(物品(取得価格10万円未満)の製作及	
	び購入に要する経費)	
3	謝金(知識を得るため、及び意見を聴取するため、	
	有識者等に支払う謝金)	上限100万円
4	外注委託費(装置のメンテナンス及びデータの分析	(補助率1/2以内)
	に必要な経費)	
5	通信運搬費(物品の運搬費及びデータ通信費)	
6	賃借料 (施設及び土地を借りる経費)	
7	広報活動費(広告宣伝費、WEBページ制作費等)	
8	交通費(国内の交通費に限る。)	